



埼玉県報

第 675 号
令和 7 年(2025 年)
12 月 5 日
金曜日

目 次

規則

- 埼玉県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（情報管理課）
- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通総務課）

告示

- 令和 7 年度第 7 回狩猟免許試験の実施（みどり自然課）
- 坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- クリーニング業法第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第 8 条の 3 の規定に基づく業務従事者の講習の指定（生活衛生課）
- 管理理容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- さいたま中央土地改良区の役員退任届（さいたま農林振興センター）
- 上里土地改良区の役員退任届（本庄農林振興センター）
- 江袋溜井土地改良区の役員就退任届（大里農林振興センター）
- 豊里東部土地改良区の役員就退任届（大里農林振興センター）
- 志多見土地改良区の役員就任届（加須農林振興センター）
- 金杉土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 県道長瀬玉淀自然公園線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道長瀬玉淀自然公園線の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の変更（選挙管理委員会）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

埼玉県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

令和 7 年12月 5 日

埼玉県公安委員会委員長 佐 藤 久 仁 恵

埼玉県公安委員会規則第13号

埼玉県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

埼玉県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和 6 年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、国家公安委員会等の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第 6 号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第11条及び埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年埼玉県条例第11号。以下「情報通信技術活用条例」という。）第10条の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）及び情報通信技術活用条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、埼玉県警察本部長（以下「警察本部長」という。）及び警察署長をいう。
- (2) 法令等 法令、条例等
- (3) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電

子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の
官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することそ
の他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営
するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(4) 電子証明書 申請等をする者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認
するために用いられる事項がこれらのものに係るものであることを証明するために作成す
る電磁的記録をいう。

(5) 申請等 情報通信技術活用法第3条第8号及び情報通信技術活用条例第2条第8号に規
定する申請等をいう。

(6) 処分通知等 情報通信技術活用法第3条第9号及び情報通信技術活用条例第2条第9号
に規定する処分通知等をいう。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等)

第3条 情報通信技術活用法第6条第1項及び情報通信技術活用条例第3条第1項の規定によ
り電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電
子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって公安委員会等の使用に係る電子
計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとを電気通信
回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

2 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等に係る事項を当該
申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。

3 前項の規定により申請等を行う者は、公安委員会又は警察本部長が定めるところにより、
当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的
記録に記載され、若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき、若しくは記録すべ
き事項を、併せて入力しなければならない。

4 前2項の規定により申請等を行う者は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除
き、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明
書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

(1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他
の法令等の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証

明書

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

(3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(4) 前各号に規定するもののほか、公安委員会又は警察本部長が定める電子証明書

5 公安委員会等は、第2項の規定により申請等を行う者が、第3項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令等の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

6 法令等の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

（申請等に係る署名等に代わる措置）

第4条 情報通信技術活用法第6条第4項及び情報通信技術活用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第4項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、公安委員会又は警察本部長が別途指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講じる場合は、この限りではない。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第5条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とし、情報通信技術活用条例第3条第1項に規定する申請等においても同様とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合

- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合
- (3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第3条第2項又は第3項の規定による入力が困難である場合
- (4) 前3号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

（電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等）

第6条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項及び情報通信技術活用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用する電子計算機であつて公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

3 前項の場合において、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。ただし、県の機関等に対して処分通知等を行う場合において、公安委員会又は警察本部長の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

（処分通知等を受ける旨の意思表示の方式）

第7条 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書きに規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とし、情報通信技術活用条例第4条第1項に規定する処分通知等を受ける者が、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示の方式についても同様とする。

- (1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会又は警察本部長の定めるところにより行う届出
(処分通知等に係る署名等に代わる措置)

第8条 情報通信技術活用法第7条第4項及び情報通信技術活用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置とする。ただし、公安委員会又は警察本部長が別に定める方法により当該処分通知等の措置を講じる場合は、この限りではない。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不
適当と認められる部分がある場合)

第9条 情報通信技術活用法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とし、情報通信技術活用条例第4条第1項に規定する処分通知等においても同様とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合
(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会又は警察本部長が認める場合
(3) 前2号に掲げるほか、処分通知等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合
(電磁的記録による縦覧等)

第10条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第8条第1項及び情報通信技術活用条例第5条第1項の規定により書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して縦覧等に供する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え付ける方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第11条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第9条第1項及び情報通信技術活用条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係

る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により行うものとする。

- 2 情報通信技術活用法第9条第3項及び情報通信技術活用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録し、又は公安委員会若しくは警察本部長の定める情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第5条第2項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年12月 5 日

埼玉県公安委員会委員長 佐 藤 久 仁 恵

埼玉県公安委員会規則第14号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第11項中「廃棄」の次に「（第 6 項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）」を加え、同項を同条第12項とし、同条第 7 項から第10項までを 1 項ずつ繰り下げ、同条第 6 項中「前項」を「第 5 項」に改め、「駐車許可証」の次に「（前項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）」を加え、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 前項の駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成するときであって当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

別記様式第 9 を次のように改める。

(注) 1 ※印は記載しないこと。
2 選択項目については、該当する数字又は欄に丸印を付すこと。
3 県内における事業所の移転に伴う届出は、移転先の所在地を管轄する警察署に位置変更の届出をすること。
また、移転に伴い安全運転管理者に変更(交代)がある場合は、移転先の住所地を管轄する警察署へ選任の届出をすること。

別記様式第 9 の 2 を次のように改める。

別記様式第9の2（第11条関係）

※

※事業所コード															
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

新規	変更	解任	修正
☐	☐	☐	☐

副安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

届出者(氏名又は法人の名称)

① 代表者の氏名

副安全運転管理者を選任、解任

届出記載事項(①・③・⑤・⑨)を変更したのでは

お届けします。

〒
住 所

(電話)

② 選任年月日	年 月 日				⑨ 使用の本拠における自動車台数・運転者数	⑩ 乗用貨物自動車台数 大 中 準 普 大 中 準 普 大 小 大 普 型 型 型 通 型 型 型 通 特 特 二 輪 計				
③ 副安全運転管理者氏名	(ふりがな)						⑪ 運転者数 免許種別 一 二 一 二 中 普 大 大 普 小 種 種 種 種 型 種 種 種 自 自 特 計			
④ 資格要件	生年月日 (年 齢)	大 昭 年 月 日 (歳) 平	1 運転の管理 経験1年以上	2 運転の経験 期間3年以上				3 公安委員会 の認定		
⑤ 職務上の地位	1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他 ()									
⑥ 副安全運転管理者が運転免許を持っている場合	免許の種類							免許年月日	・ ・	・ ・
⑦ 副安全運転管理者の勤務の態様	勤務	日勤 隔日 その他 ()	他の副安全運転管理者の有無			あり (名) なし				
⑧ (運転管理に 関する経歴) 副安全運転 管理者	勤務期間	勤務所名	職務上の 地位	業務内容						
	自 . . 至 . .									
	自 . . 至 . .									
	自 . . 至 . .									
	自 . . 至 . .									
	自 . . 至 . .									
備考										

- (注) 1 ※印は記載しないこと。
2 選択項目については、該当する数字又は欄に丸印を付すこと。
3 県内における事業所の移転に伴う届出は、移転先の所在地を管轄する警察署に位置変更の届出をすること。
また、移転に伴い副安全運転管理者に変更(交代)がある場合は、移転先の住所地を管轄する警察署へ選任の届出をすること。

別記様式第19を次のように改める。

講 習 申 請 書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

事 業 所 所 在 地

事 業 所 名

事 業 所 連 絡 先

安 全 運 転 管 理 者 名
又は
副 安 全 運 転 管 理 者 名

年 月 日生

道路交通法第108条の2第1項第1号に規定する講習を受けたいので申請します。

備 考

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年12月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の埼玉県道路交通法施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加えなお使用することができる。

告示

埼玉県告示第九百一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和七年十二月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 免許の区分、試験の期日及び会場並びに狩猟免許申請書の提出期限

免許の区分	期 日	会 場	提 出 期 限		
			電子申請の場合		窓口持参 の場合
			申 請	書類提出	
第一種銃猟、 第二種銃猟	令和八年 三月十五 日（日）	埼玉県県民 活動総合セ ンター	令和八年 二月九日 （月）	令和八年 二月十二 日（木）	令和八年 二月十八 日（水）

二 受験資格

試験当日において、次のイからハまでに該当する者

イ 県内に住所を有する者

ロ 法第四十条各号のいずれにも該当しない者

ハ 狩猟免許試験の受験を禁止されていない者

三 受験案内の入手方法

令和七年十二月八日（月）より、埼玉県みどり自然課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/pet/choju/shuryo/index.html>）からダウンロードするほか、各環境管理事務所で入手すること。

四 申請方法

イ インターネットによる場合

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力するとともに、受験案内で指定する電磁的記録を添付すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県みどり自然課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/pet/choju/shuryo/index.html>）で案内する。

また、申請完了のメールが届いた後に、受験案内で指定する書類を、受験者の住所地为管轄する環境管理事務所に提出すること。

ロ 持参による場合

受験案内で指定する狩猟免許申請書その他の書類を、受験者の住所地为管轄

する環境管理事務所に持参すること。

五 狩猟免許申請手数料

五千二百円（法第四十九条第一号に掲げる者にあつては三千九百円）を受験案内で指定する方法により納付すること。

六 試験の方法

イ 試験は、次に掲げる科目について行う。

区分	科目
適性試験	視力 聴力 運動能力
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理
技能試験	猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別

ロ 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。

ハ 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に係るものを免除する。

七 狩猟免許申請書の入手方法

狩猟免許申請書は、令和七年十二月八日（月）から受験案内で指定する方法により入手すること。

八 その他

受験者が申し込んだ試験会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

告 示

埼玉県告示第九百二号

坂戸市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年十二月五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告 示

埼玉県告示第九百三号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

令和七年十二月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 通信制により受講するクリーニング師の研修の申込受付期間

令和七年十二月十日から十二月二十二日まで

三 通信制により受講する業務従事者の講習の申込受付期間

令和七年十二月十日から十二月二十二日まで

四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千円

ロ 業務従事者の講習の受講料 四千五百円

告 示

埼玉県告示第九百四号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、
管理理容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

令和七年十二月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 講習会の主催者

東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

イ 令和八年六月九日から六月十六日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ロ 令和八年十月十三日から十月二十六日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

二万円

告 示

埼玉県告示第九百五号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、
管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

令和七年十二月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 講習会の主催者

東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

イ 令和八年六月九日から六月十六日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ロ 令和八年十月十三日から十月二十六日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

二万円

告 示

埼玉県告示第九百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、
さいたま中央土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年十二月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

職名	氏 名	住 所
理事	森 田 博	埼玉県さいたま市見沼区大字膝子五百八十六番地

告 示

埼玉県告示第九百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、
上里土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出が
あった。

令和七年十二月五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

職 名	氏 名	住 所
理 事	松 本 保 夫	埼玉県児玉郡上里町大字三町五百七十八番地一

告 示

埼玉県告示第九百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、
江袋溜井土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所に
ついて、次のとおり届出があった。

令和七年十二月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 就任			二 退任		
職名	氏名	住所	職名	氏名	住所
理事	塚 田 修	埼玉県熊谷市西野三百五十四番地二	理事	塚 田 修	埼玉県熊谷市西野三百五十四番地二
同	茂 木 眞 一	同 同 西城八百七十九番地	同	高 橋 堅 造	同 同 上根四百八十二番地
同	内 田 晴 雄	同 同 上江袋二百十三番地	同	川 田 久 夫	同 同 上江袋五百二十三番地一
同	奈良原 稔	同 同 上根五百十五番地	同	森 田 博	同 同 石原二丁目一番地十五
同	石 原 秀 雄	同 同 田島三百十番地	同	石 原 秀 雄	同 同 田島三百十番地
同	林 和 弥	同 同 上須戸八百七十一番地一	同	林 和 弥	同 同 上須戸八百七十一番地一
同	松 本 仁 一	同 同 西城六百六十一番地三	同	松 本 仁 一	同 同 西城六百六十一番地三
監事	川 田 雄 一	同 同 上江袋四百九十七番地五	同	小 林 晃	同 同 西野九番地八
同	伊 藤 伸 一	同 同 中奈良七百九十二番地	同	伊 藤 伸 一	同 同 中奈良七百九十二番地
			職名	氏名	住所

告 示

埼玉県告示第九百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、
豊里東部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所に
ついて、次のとおり届出があった。

令和七年十二月五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 就任			二 退任		
職名	氏名	住所	職名	氏名	住所
理事	小林 睦 夫	埼玉県深谷市新戒千三百九十八番地十	理事	西 田 宏 太 郎	埼玉県深谷市中瀬六百五十三番地一
同	荒 木 武 武	同 同 四百三十七番地	同	梅 沢 徹 男	同 同 高島百九十四番地一
同	田 部 井 光 久	同 同 三百十三番地八	同	吉 田 光 雄	同 同 高畑五百二十九番地
同	正 田 勉 勉	同 同 高島三百四十番地	同	荒 木 武 武	同 同 新戒四百三十七番地
同	川 田 敏 光	同 同 成塚二百六十六番地	同	島 田 豊 彦	同 同 同 千三百八十四番地
同	田 部 井 妙 子	同 同 新戒二百六十六番地	同	石 川 利 治	同 同 同 千四百六十六番地
同	鳥 塚 稔 稔	同 同 中瀬六百八十七番地一	同	村 岡 竹 一 朗	同 同 同 四百八十一番地
同	石 川 和 広	同 同 同 千三百五十五番地一	同	田 部 井 光 久	同 同 同 三百十三番地八
同	牧 田 良 弘	同 同 同 九百五十番地二	同	西 田 一 夫	同 同 高島六百二番地一
同	石 川 野 理 子	同 同 同 千二百三十三番地	同	川 田 彰 彰	同 同 成塚七百二十九番地
同	村 岡 茂 茂	同 同 新戒四百五十二番地			
同	川 田 勝 勝	同 同 中瀬百七番地			
同	塚 越 喜 文	同 同 同 三百四十五番地一			

同	同	監 事	同	同	同	同	同	同	理 事
塚 越 喜 文	木 村 友 一	飯 野 稔	坂 本 隆	岡 田 英 男	河 田 松 之	蓑 輪 幸 三	石 川 勇	川 田 勝	正 田 暁 男
同	同	同	同	同	同	同	同	同	埼 玉 県 深 谷 市 成 塚 四 百 七 十 一 番 地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	
中 瀬 三 百 四 十 五 番 地 一	新 戒 九 百 八 十 八 番 地	同 千 三 百 二 番 地 十 五	同 千 六 百 五 十 五 番 地	同 千 二 百 九 十 七 番 地	同 七 百 四 十 一 番 地	同 五 百 番 地	同 三 百 二 十 三 番 地	中 瀬 百 七 番 地	

告 示

埼玉県告示第九百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、
志多見土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出
があつた。

令和七年十二月五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

職 名	氏 名	住 所
理 事	古 峰 悦 子	埼玉県加須市阿良川九百八十九番地一

告 示

埼玉県告示第九百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、
金杉土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所につい
て、次のとおり届出があった。

令和七年十二月五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一	就任		
職名	氏 名	住	所
監事	横 山 滋 一	埼玉県北葛飾郡松伏町大字金杉千七百十番地	
二	退任		
職名	氏 名	住	所
監事	山 崎 久 俊	埼玉県北葛飾郡松伏町大字上赤岩八百十八番地	

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 長瀬玉淀自然公園線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父市栃谷字東笠木一四一三番四地先 から同市栃谷字尾野田四八一番六地先ま で	秩父市栃谷字東笠木一四一三番四地先 から同市栃谷字尾野田五〇九番一地先ま で	区 間
一一・二〇〇四〇・八〇	五・一四〇一七・六二	敷地の幅員 (メートル)
八〇九・六五	八一三・四〇	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 昌 行

路 線 名	県道長瀬玉淀自然公園線
供用開始の区間	秩父市栃谷字東笠木一四一三番四地 先から同市栃谷字尾野田四八一番六 地先まで
供用開始の期日	令和七年十二月五日
備 考	令和七年十二月五日 付け埼玉県秩父県土 整備事務所長告示第 十三号で告示した道 路予定区域の供用開 始である。 延長八〇九・六五メ ートル

告 示

埼玉県選管告示第六十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、本庄市選挙管理委員会から次のとおり施設の名称、管理者及び収容人員に変更があつた旨の報告があつた。

令和七年十二月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

施設 の 名 称	所在地		管 理 者		収 容 人 員	
本庄市あさひ多目的研 修センター	埼玉県本庄市沼和田 一〇〇五番地一		本庄市長		(旧) 八十人	(新) 百人
(旧) 泉町会議所	埼玉県本庄市千代田 一丁目六番四号		泉町自治会長		五十人	
(新) 泉町自治会館	埼玉県本庄市中央三 丁目三番五号		上町自治会長		四十五人	(旧) 七軒町会議所
(旧) 上町会議所	埼玉県本庄市銀座一 丁目六番一号		七軒町自治会 長		五十人	
(新) 七軒町会館	埼玉県本庄市若泉一 丁目一番三十号		照若町自治会 長		二百人	(旧) 照若町会議所
(旧) 照若町会議所	埼玉県本庄市北堀千 四百二十二番地三		(旧) 株式会社 O K I プロサー ブ		(旧) 千二百人	
本庄市民文化会館			(新) N P O 法 人地域環境緑 創造交流協会		(新) 千百人	旧本庄商業銀行煉瓦倉 庫多目的ホール
	埼玉県本庄市銀座一 丁目五番十六号		(旧) 本庄市長		七十人	
			(新) N P O 法 人地域環境緑 創造交流協会		七十人	

告 示

埼玉県選管告示第六十五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和七年十二月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和七年十二月八日 午後三時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 宮代町長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて
イ その他